

標準小作料の経済学

—標準小作料制度の現代的意義—

石川啓雅*・加藤光一**

*岐阜大学大学院連合農学研究科（信州大学）

**信州大学農学部 食料生産科学科 生産環境管理学講座

要約 本稿は、標準小作料制度の現代的意義を明らかにすることを目的としている。具体的には、米価が下落しているという状況の下、実勢小作料と標準小作料の乖離が縮小している点に注目し、第一に、下落傾向にある実勢小作料の水準と農地価格の動向についての統計的検討を行い、第二に、農地賃貸借・売買のあり方や小作料に対する農民的観念について検討している。かくして、本稿で明らかにした点を要約すると以下の通りである。

- (1) 農民の労働価値実現という点からは、実勢小作料は未だ高水準である。したがって、標準小作料制度の存在は、米価下落の下で労働の価値実現の確保を図っていくという点で、セーフティネットとして機能する。規制緩和が日本農業を救う唯一の道であるかのように言われ、耕作者の労働に対する正当な対価が支払われないような状況が支配的になっている今日、まさに労働価値説を前提としたセーフティネットを提示したものとして、同制度に注目する必要がある。経済成長を前提とした右上がりの米価上昇が過去のものとなり、農民の労働価値実現にとって、小作料の管理がより重要になってきたという点からも注目されてよい。
- (2) 具体的な考察の対象となった二つの地域（白州町、協和町）に共通しているのは、農地賃貸借・売買のあり方として、利用権設定もしくは農業委員会を通すのが望ましいという農民の観念が存在することである。そこでは、公平性やトラブル回避ということが重要視されており、標準小作料はこれを保障するものとして捉えられている。規制緩和のみを唯一のパラダイムとして、競争や効率性が優先され、公平性の原則がネグレクトされる中で、ルールの必要性が農村の現場で認識されている点に注目する必要がある。そういう意味では、標準小作料制度は、農村の民主主義にとってのセーフティネットを形成している。
- (3) 標準小作料制度は、小作料決定に関するルールとして、現在、唯一残されたものであり、農地政策の最後の砦となっている。

【目次】

プロローグ—課題の限定

- I. 米価下落局面における実勢小作料と標準小作料の乖離
 1. 実勢小作料と標準小作料の乖離の縮小
 2. 地域別の米価、実勢小作料、標準小作料の動向
 - II. 米価下落局面における実勢小作料水準と農地価格の動向
 - 小作料水準及び農地価格動向の統計的検討—
 1. 検討する地域
 2. 実勢小作料の水準
 3. 農地価格の動向
 - III. 賃貸借や小作料等に対する農民的観念とビヘイビア
 - いくつかの実態調査を素材にして—
 1. 山梨県白州町のケース
 2. 秋田県協和町のケース
- エピローグ—標準小作料制度の経済学

プロローグ—課題の限定

農地政策の出発点である農地法が、農地改革の理念を保障するものとして存在したように、戦後の地代政策にも同様の論理が内在している。それは、第一に、農地所有権とはそもそも生存権的・社会的な所有権であり、資産的・個別的な所有権として扱ってはならないという論理¹⁾、第二に、そうした条件の下、農民労働の価値実現を優先的に考えていかななくてはならないという労働価値説の論理である。とりわけ、後者の点は、農地改革から農地法の制定という流れの中で、土地残余方式による小作料算式として統制小作料制度の中に具体化され、1970年の農地法改正によって成立した標準小作料制度に発展的に受け継がれている²⁾。

ところで、標準小作料制度は、統制小作料制度と異なり、農地の賃貸借関係の発生を前提としている。

受理日 6月29日

採択日 9月22日

そして、賃貸借契約の際の小作料決定について、原則として、農業委員会の定める標準小作料を目安に、当事者どうしの交渉によって決めてよろしい、としている。しかし、実際の契約で決まる小作料は標準小作料を上回り、標準小作料が適正な水準として本当に契約の目安となるのかという疑問が出されてきた。また、標準小作料は、実勢水準に引きずられたものであるから、規範となっていないのではないかという議論も存在した³⁾。こうした標準小作料制度への疑問・批判に対し、制度はもともと実勢小作料が高いということを前提につくられているので、そのような批判は当たらない等の反論が行われている⁴⁾。

しかし、批判・反批判を含めて、標準小作料制度をめぐる議論は、米価と小作料が上昇し続けるという状況を前提としてきた。もともと米価が上昇し、実勢小作料もまた上昇するということを前提に、標準小作料制度は、実勢小作料より低い小作料水準を目安として提示してきた。そして、実勢小作料上昇に対する一定の歯止めを形成してきた。現在、制度の背景は、米価上昇を前提としてきた段階から、米価上昇を見込めないような段階へと移行しており、実勢小作料の水準もまた下落している。こうした状況の下、標準小作料が、一方で、実勢小作料の引き下げに対して先導的役割を果たしているにもかかわらず、他方で、その水準自身については、設定以降の米価下落の進行によって実勢小作料より高くなってしまふ、という矛盾が出てきている。以上のように、米価も実勢小作料も下がるということを前提にした場合、標準小作料をめぐる問題の構図は大きく変化しており、したがって、標準小作料制度の論理について、再構築する必要がある。

そこで本稿では、第一に、米価下落局面における実勢小作料と標準小作料の乖離に注目し、第二に、下落傾向にある実勢小作料の水準と農地価格の動向について、統計的検討を行う。そして、第三に、農地賃貸借・売買のあり方や小作料に対する農民的観念について実態調査の結果を踏まえて検討し、第四に、標準小作料制度の現代的意義を明らかにする。

1. 米価下落局面における実勢小作料と標準小作料の乖離

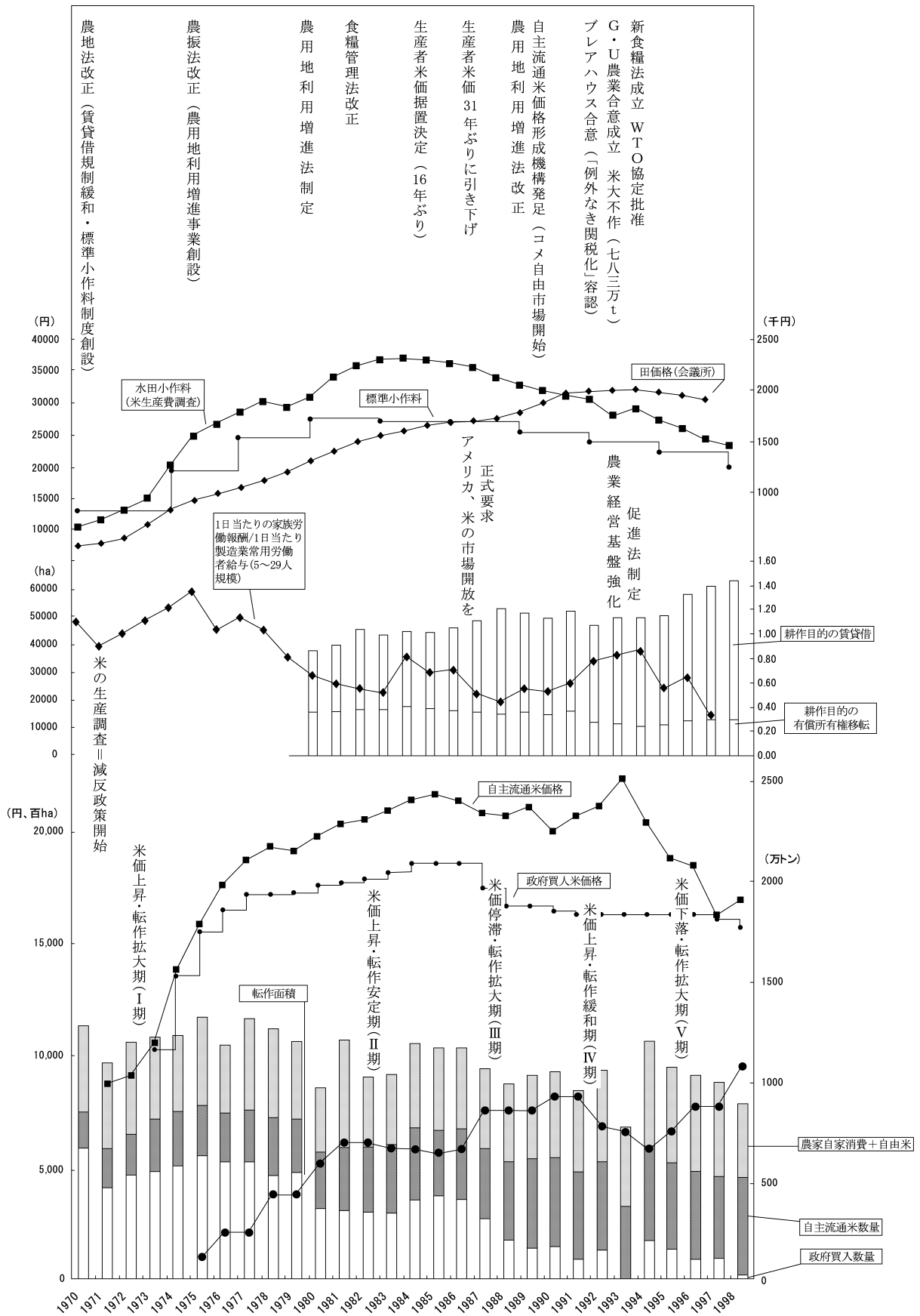
1. 実勢小作料と標準小作料の乖離の縮小

標準小作料制度が創設された後の日本農業、とりわけ稲作の展開過程を、米価と転作を指標に時期区

分すると、図1のように五つの時期に分けることができる。まず第一に、政府買入米価格が上昇し、転作(減反)面積が拡大した1970~1980年の「米価上昇・転作拡大期」(I期)、次いで、米価は同じ動きを示しつつ、転作面積が60万ha台で推移する1981~1986年の「米価上昇・転作安定期」(II期)である。この二つの時期においては、自主流通米が米市場で支配的なシェアに占めるに至っておらず、政府米がまだ価格規定的であった。ところが、生産者米価が31年ぶりに引き下げられた1987年以降、政府米と自主流通米の比率は逆転し、自主流通米価格が価格規定的となり、米価が一転して停滞・不安定化するようになる。かくして、第三に、自主流通米価格が変動を伴いながら停滞的に推移し、転作面積が60万ha台から80万ha台に引き上げられた1987~1990年を「米価停滞・転作拡大期」(III期)、第四に、自主流通米価格が上昇をみせ、転作が緩和される1991~1993年を「米価上昇・転作緩和期」(IV期)、第五に、自主流通米価格が急激に下落傾向をみせ、転作が再び強化され、90万ha台まで引き上げられている1994年以降を「米価下落・転作拡大期」(V期)とする。

この間の米生産をめぐる状況の変化について、次の3点を指摘しておく。第一に、米の生産量は、若干の豊凶変動はあるものの、全時期を通して、ほぼ減少傾向にある。とりわけ、第III期以降は、1,000万トン前後で推移し、それ以前の段階に比べてかなり生産量を落してきている。1993年の記録的凶作は、第IV期に起こっている。第二に、農家の米生産をめぐる労働の価値実現水準はどうなったのかということ、1日当たりの家族労働報酬による1日当たり製造業常用労働者給与(毎月勤労統計における、事業所5~29人規模の製造業給与の1日当たり)のカバー率をみた場合、第II期以降、100%を切っており、転作が据え置かれた時は一時的に改善されるものの、第IV期まで、平均して、約6割程度水準で推移してきた。しかし、第V期には、急激に落ち込み、1997年には4割を下回る状況となっている。第四に、農地移動については、価値実現水準の悪化も反映して、売買面積は、実数、構成比ともに数字を落としてきており、賃貸借による農地移動が進んでいる。

こうした動きの中で、賃貸借や売買に影響を与える水田小作料及び標準小作料がどのように動いてきたのかを整理しておく、次のようになる。水田小作料は、「米生産費調査」の数字で見ると、第II期の半ば(1984年)をピークとして下落局面に入り、



資料：「農業白書付属統計」(各年度)、「ポケット農林統計」(各年度)より作成。

図1 米価と生産調整，地価・小作料および標準小作料の動き

今日に至っている。標準小作料も、1983年の改訂以降、漸次引き下げをみている。注目すべきは、第III期以降、「標準小作料の規範性や如何」という点で問題にされてきた標準小作料と実勢小作料の差が、実勢小作料の下落とともに縮小しており、第V期、とりわけ1998年段階ではその差がほとんどみられなくなっている、という点である。この点を地域別に確認しておこう。

2. 地域別の米価、実勢小作料、標準小作料の動向

米価の方からみていこう。表1は、1985年以降の米価水準の推移を標準小作料の改訂年次に合わせてみたものである。各年次は、II期(86年)、III期(89年)、IV期(92年)、V期(95年、98年)に相当する。コシヒカリの産地である新潟県が含まれる北陸を除いて、ほぼ同じ動きを示している。つまり、下落→上昇→下落→下落というパターンである。米価水準の地域的な分布でいえば、全年次に共通して、北海道で安く、北陸で高くなっており、他の地域にはさほどバラツキがみられない。そして、II期(「米価上昇・転作安定期」)の86年に対するV期(「米価下落・転作拡大期」)の98年の米価の下落幅は、北海道で約4,000円も減少しているのに対し、北陸を除いた都府県の各地域では、ほぼ2,000円から3,000円の幅で減少している。北陸では1,000円にも満たない。以上のことから、米価下落は、全国、一律ではなく、稲作限界地である北海道でとくに厳しく現れるという状況になっている。また、コシヒカリの産地である新潟を擁する北陸では下落したといっても、他の都府県にみられるような大幅な下落にはなっていないことがわかる。

次に、小作料の推移とその標準小作料との乖離をみておこう。小作料がどのように動いているのかをみると表2のようになる⁵⁾。どの地域も86～98年の間に、一貫して下落しているが、その下落幅は、86年に対する98年の比率では、近畿、中国、四国、九州の西日本では86年の6割水準にまで落ち込んでいるが、東日本では7割水準に止まっている。但し、個別に見ると、東日本といっても、高地代地域であった東北が7割を切っている。また、東日本と西日本の両地域にまたがる東海、北信越はほぼ7割水準となっている。それでは、こうした実勢小作料と標準小作料の差はどうなっているのだろうか？

標準小作料と実勢小作料の乖離は、表3より、1998年段階で、全国平均で109%の水準に止まっている。図2でその分布をみても、ごく一部の地域を除いて、ほぼ110%の範囲内に収まっている。1986年段階の状況をあらわした図3と比較すればわかるように、乖離は20%以上も縮小している。したがって、新潟や富山等の一部の地域は別として、ほとんどの地域で標準小作料と実勢小作料との乖離は縮小してきている。

標準小作料は、その算定について、俗に「鉛筆をなめている」と言われ、実勢水準にある程度譲歩した価格であると言われて⁶⁾。しかし、そうしたことを斟酌するとしても、乖離が縮小してきたという事実は、実勢小作料の水準如何では、制度を評価する上で重要な論点となる。そこで、次に、実勢小作料の水準について明らかにしておくことにする。なお、併せて、標準小作料制度のあり方と深い関わりを有している農地価格の動向をとりあげておく。

表1 米価の推移 単位：円、%

	1986	1989	1992	1995	1998	98/86
全国	18,763	18,014	18,625	17,110	16,223	86.5
北海道	17,087	15,134	16,028	14,820	12,771	74.7
東北	18,918	18,611	19,047	17,231	16,026	84.7
北陸	19,663	20,022	20,808	18,350	18,783	95.5
関東・東山	18,762	18,108	17,946	17,600	16,808	89.6
東海	18,604	17,488	18,257	16,859	16,318	87.7
近畿	18,964	17,888	19,226	17,427	16,347	86.2
中国	18,589	17,257	18,132	16,624	15,605	83.9
四国	18,649	17,411	17,829	16,910	16,091	86.3
九州	18,729	16,930	17,631	16,567	15,792	84.3

資料：農水省「米生産費調査」(各年度)より作成。

注：米価は、「主産物60kg当たりの粗収益」をもって代替した。

表2 実勢小作料と標準小作料の推移 単位：円，%

		1986	1989	1992	1995	1998	98/86
実納小作料	全国	31,591	27,675	—	24,961	21,770	68.9
	北海道	25,660	24,549	—	21,478	18,581	72.4
	東北	41,541	36,690	—	33,144	28,170	67.8
	関東	30,878	25,737	—	26,077	23,638	76.6
	東海	20,663	18,563	—	16,792	14,536	70.3
	北信	35,960	32,098	—	30,719	24,994	69.5
	近畿	25,030	20,436	—	18,740	16,299	65.1
	中国	25,106	20,791	—	18,346	15,136	60.3
	四国	32,471	27,716	—	24,827	20,705	63.8
	九州	34,948	29,211	—	24,202	21,625	61.9
沖縄	4,388	5,451	—	6,137	6,254	142.5	
標準小作料	全国	27,236	25,397	24,017	22,388	19,976	73.3
	北海道	24,647	22,976	22,270	20,617	17,124	69.5
	東北	36,348	34,113	32,545	29,406	25,619	70.5
	関東	23,662	23,125	22,854	22,020	20,948	88.5
	北陸	30,247	28,615	25,567	25,878	22,403	74.1
	東山	21,723	20,127	19,262	17,817	16,139	74.3
	東海	17,867	17,700	16,538	15,936	15,292	85.6
	近畿	18,863	17,815	16,806	15,745	14,650	77.7
	中国	21,190	18,993	17,364	15,724	13,479	63.6
	四国	24,527	21,210	20,232	18,672	17,816	72.6
九州	28,545	25,638	22,604	21,524	19,479	68.2	
沖縄	7,235	7,274	5,717	6,455	6,455	89.2	

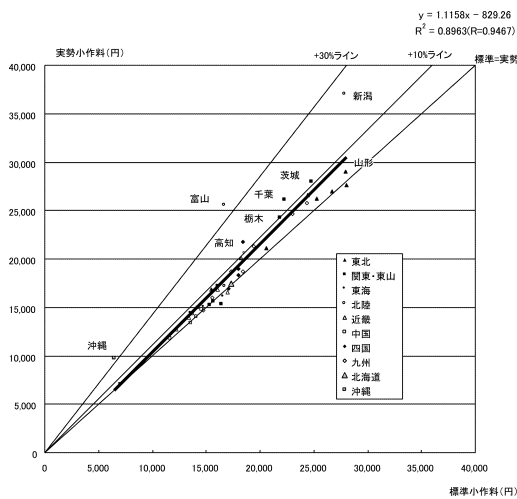
資料：農水省農政課調べ、全国農業会「水田小作料に関する実態調査」(各年度)より作成。

表3 標準小作料と現実小作料の乖離 単位：%

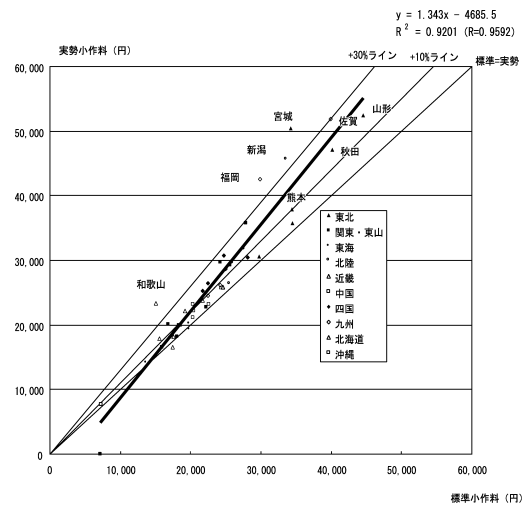
	1986	1989	1992	1995	1998
全国	116.0	109.0	—	111.5	109.0
北海道	104.1	106.8	—	104.2	108.5
東北	114.3	107.6	—	112.7	110.0
東海	115.6	104.9	—	105.4	95.1
近畿	132.7	114.7	—	119.0	111.3
中国	118.5	109.5	—	116.7	112.3
四国	132.4	130.7	—	133.0	116.2
九州	122.4	113.9	—	112.4	111.0
沖縄	60.6	74.9	—	95.1	96.9

資料：農水省農政課調べ、全国農業会「水田小作料に関する実態調査」(各年度)より作成。

注：表の数字は、実納小作料/標準小作料×100である。



資料：農水省農政課調べより作成。
図2 実勢小作料と標準小作料 (1998)



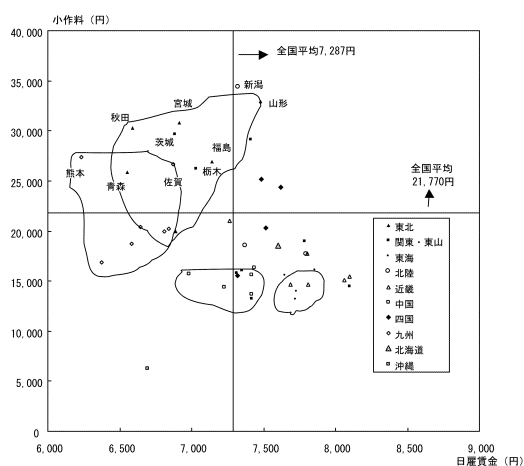
資料：農水省農政課調べより作成。
図3 実勢小作料と標準小作料 (1986)

II. 米価下落局面における実勢小作料水準と農地価格の動向

—小作料水準及び農地価格動向の統計的検討—

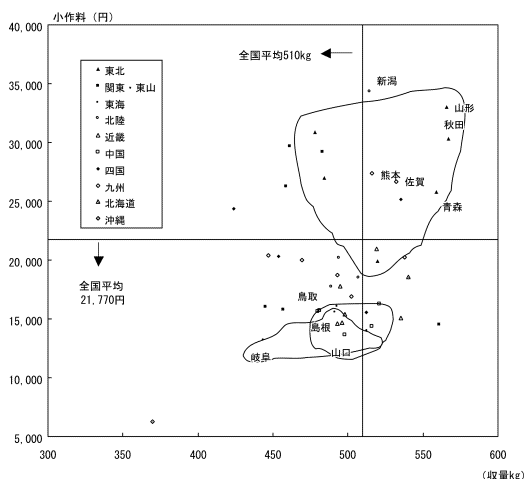
1. 検討する地域

図4と図5は、小作料を規定する要因として、農村通勤労賃（農業外的要因）と収量（農業内的要因）を指標にとり⁷⁾、都道府県平均について、実勢小作料との関係をみたものである。「米生産費調査」を用いる場合、実勢小作料の水準について、規模別



資料：全国農業会議所「水田小作料に関する実態調査」(98年度)及び同「農作業料金・農業労働等に関する調査結果」(98年度)より作成。

図4 実勢小作料と日雇賃金 (1998)



資料：全国農業会議所「水田小作料に関する実態調査」(98年度)及び農水省「米生産費調査」(98年度)より作成。

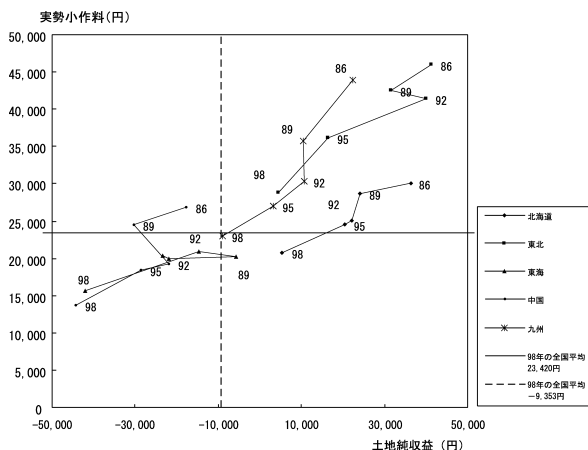
図5 実勢小作料と反収 (1998)

に考察するという事も視野に入れるならば、扱える数字は地域ブロックの平均値となる。しかしながら、小作料と労賃、収量の地域間の違いを、地域ブロックにしたがって確定しようという場合、各地域内のサンプルとなる都道府県の平均値の分散が激しい。したがって、地域ブロックとしてまとまりをもって考察できるのは限定されてくる。そこで、次の五つの地域をみていくことにする。北海道、東北、東海、中国、九州⁸⁾である。かくして、この二つの図から、一般的ではあるが、東北と九州、そして北海道は農業的展開が強い地域、東海と中国は農業的展開が弱い地域という分布を確認することが出来る。

2. 実勢小作料の水準

(1) 実勢小作料と土地純収益の動向

五つの地域について、土地純収益と実勢地代の推移をみると図6のようになる。現象として需給関係で決まる名目地代をあらかず実勢地代の動きは、土地純収益の減少とともに下落している。中国および東海では、平均規模が低く自家労働の評価賃金が高いこともあって、土地純収益が、他の3地域に比べて低い。II期の86年の時点で、既にマイナスの水準である。実勢小作料も低い。これに対して、東北については、東海や中国に比べて、比較的平均規模が大きく、評価賃金も低いことから土地純収益が高い。実勢小作料も高くなっている。九州については、東北ほど平均規模は大きくないが、評価賃金が低く、実勢小作料も高くなっている。北海道では、賃金評価が東北や九州に比べて高いが、都府県に対して5倍も大きい平均規模と著しい省力化の進展から、東



資料：農水省「米生産費調査」(98年度)より作成。
注：土地純利益は粗収益－物財費－労働費－資本利子(支払+自己資本)として算出した平均純収益である。

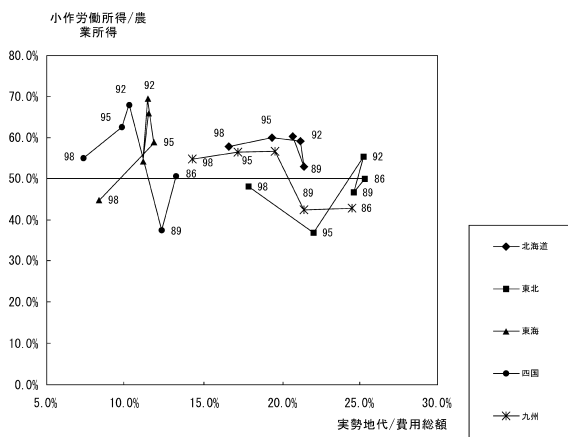
図6 実勢小作料と土地純収益 (1998)

北の水準に近い土地純収益を出している。しかし、逆に言えば、賃金評価を高くしたとしても、府県の地域の4～5倍以上の平均規模を前提として、ようやく東北と同水準の土地純収益を出しているということであり、劣等地のデメリットが「規模の経済」によって相殺されるという構造になっている。

したがって、実勢小作料は、東北、九州については、低労賃の上に捻出される高純収益に、東海、中国については、高労賃の上に捻出される低純収益に、北海道については、スケール・メリットによって捻出される高純収益に規定されており、そうした構造の下で下落してきている。したがって、東北や九州、北海道の場合、実勢小作料の下落が、農家の経営にプラスに作用しているのか否かは疑問の残るところである。そこで、地代負担と耕作者の取り分をみておこう。

(2) 地代負担率と小作労働所得比率の動向

図7は、10a当たりの地代負担率と農業所得に対する小作労働所得の比率の動向をみたものである。まず、地代負担率が低い東海と中国、地代負担率が高い東北と九州、その中間である北海道という分布が、86年時点で確認される。これが小作料の下落とともにどう変わるのかという点、東海と中国では、98年には一桁台にまで負担が減少してきている。九州は、10%以上も負担を減らしてきている。東北に



資料：農水省「米生産費調査」(98年度)より作成。
 注：1) 小作労働所得は、10a当たりの家族労働報酬について、小作地の実勢地代(全階層平均)で地代総額を評価替えて再計算した。
 2) 費用総額は、第二次生産費について、地代部分を作付地の実勢地代で評価替えたものである。
 3) 農業所得は10a当たりの小作労働所得に、作付地の実勢地代を加えたものである。

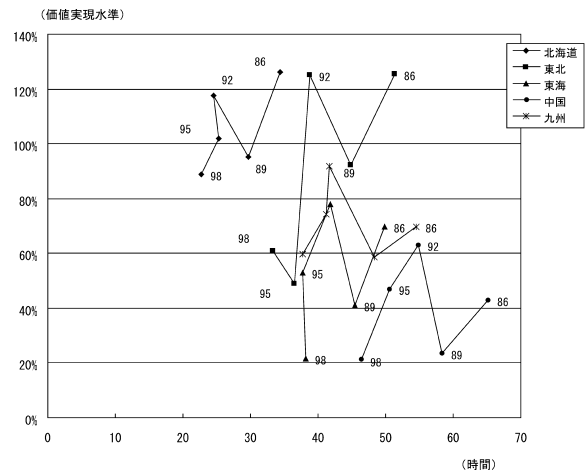
図7 地代負担と家族労働の取り分 (1998)

については、九州ほどではないが負担を大幅に減少させてきている。北海道は、九州、東北ほど減少しておらず、結果として九州に逆転され、東北とほぼ同じになっている。次に、労働の取り分はどうなっているかという点、その推移は、ほぼ米価に連動しているため、86～92年の間は下落→上昇という動きをみせるものの、95、98年のV期に相当する年次においては、東北を除いて、はっきりと停滞ないし下落傾向をみせている。

かくして、実勢小作料の減少について、経費用としてみれば負担は減ったけれど、分配関係においては、条件が改善されているとは言い難い。そこで、小作料を支払った後の手取りとなる小作労働所得が時間当たりでどの程度確保されているのかを確認しておく。

(3) 労働の価値実現水準の動向

図8は、1日当たりの他産業常用賃金に対する1日当たりの小作労働所得の比率(以下、「労働の価値実現水準」とする)と10a当たりの投下労働時間の動向を示したものである。全地域に共通していえるのは、労働生産性が上昇しているにもかかわらず、労働の価値実現水準が悪化していることである。とりわけ、東北と北海道が特徴的で、東北では、86年に常用賃金を平均規模でカバーし得ていたのが、98年度では60%水準にまで落ち込んでいる。相対的



資料：農水省「米生産費調査」(98年度)より作成。
 注：労働の価値実現水準は、10a当たりの小作労働所得を10a当たりの労働時間で除し、一日の8時間労働として換算したものを、全国農業会議所の「農作業料金・労賃等に関する調査結果」の他産業の常用賃金(30歳)で除したものである。

図8 労働時間と労働の価値実現水準 (1998)

表4 農地の賃貸借の状況 (1998)

単位：戸, ha, %

			北海道	東北	東海	中国	九州
			5.0ha以上	3.0ha以上	2.0ha以上	2.0ha以上	3.0ha以上
耕地計 (田)	農家数	①	25,890	58,610	14,360	12,890	24,980
	面積	②	201,812	222,329	50,886	43,035	111,209
借入耕地 (田)	農家数	③	6,180	29,650	7,310	8,470	15,710
	面積	④	17,483	50,753	16,268	13,742	25,781
一戸当たり耕地面積		②/①	7.79	3.79	3.54	3.34	4.45
一戸当たり借入面積		④/③	2.83	1.71	2.23	1.62	1.64
借入農家の割合		③/①	23.9	50.6	50.9	65.7	62.9
借入面積割合		④/②	8.7	22.8	32.0	31.9	23.2
借入総計に対する割合	農家数		91.2	35.0	14.8	15.1	13.5
	面積		96.7	71.4	62.8	51.9	41.8

資料：農水省「農業構造動態統計調査」(98年度)より作成。

に低い米価を「規模の経済」でカバーしている北海道でも、平均規模で常用賃金水準を得られなくなっている。とりわけ、北海道の場合、86年から98年にかけて、投下労働時間の減少とともに1ha以上の作付規模の拡大をみている。このことは、米価下落に対して、規模拡大という経営対応を行ったとしても、時間当たり換算では必要生計費が確保されないという皮肉と危機的状況を表している。

こうした状況の下で、農民労働の価値実現にとって小作料の負担はより重要な問題となってくる⁹⁾。実勢小作料の水準は、最近の米価の動きを前提に考えると、まだまだ高いのが実態であるといえる。したがって、その水準が標準小作料よりまだ高いという状況の下では、小作料の管理の仕方次第で、労働の価値実現水準は改善される余地が残されている、と言えそうである。そういう意味で、標準小作料制度は米価下落による価値実現の悪化に対して歯止めをかけるという点において、農民労働の価値実現にとってのセーフティネットとなっている(但し、価値実現悪化の問題は、基本的には、米価の問題である)。

ところで、実勢小作料の水準、あるいは労働の価値実現水準を明らかにする場合、具体的には、どの経営規模階層に矛盾が最もあらわれているかという点を明らかにしなくてはならない。表4により検討すると、次のように言える。北海道、東北、東海では、規模の大きい農家の借地面積が借地総面積の半分以上を占めていることから、小作料はほぼこれら

の階層の収益に規定されたものといえる。中国、九州については、3ha以上の経営は、借入総面積の4割か5割を占める過ぎず、規模の大きい農家が価格規定的階層となっているとは言い難い。そこで、借入れはどの規模の農家が多いのかをみると、北海道を除いて、3ha以下の農家が圧倒的に多い。そういう意味では、下がったといっても、都府県においては、現実には上層の水準に規定された地代水準であり、この地代水準が小作料の相場になっていることを前提とすれば、農地を借り入れている農家の圧倒的大部分にとってはかなり高い水準にある。この点を、図9¹⁰⁾で確認しておく、たとえば、東北の場合、借入地の7割をカバーする3ha以上経営においては平均採算で実勢地代が支払え、そこでの価値実現水準は、ほぼ常用賃金をカバーしうるものとなっている。しかし、借り手の7割近くを占めている3ha未満の経営では、労働の価値実現水準が他産業の常用賃金を下回っており、常用賃金に充たない労働評価による平均採算か、償却費をみない限界採算によって元がとれる状態となっている¹¹⁾。

3. 農地価格の動向

図10は、70年以降の水田価格の動きである。80年代半ばから、地価が上がる地域と下がる地域に二極化し、最近になって全地域において下落傾向がみられるようになった。検討の対象としている五つの地域でも、そのことは、表5からほぼ確認できる。小作料との関係では、図11が得られる。小作料は農業収益とかなりの相関をもっている。それ故、東海や

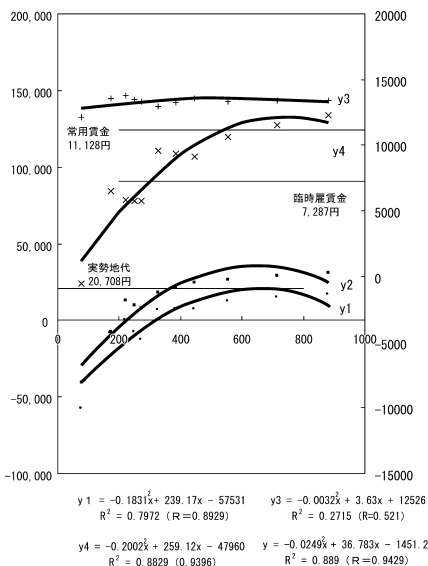


図9—① 農地純収益と価値実現水準（北海道）

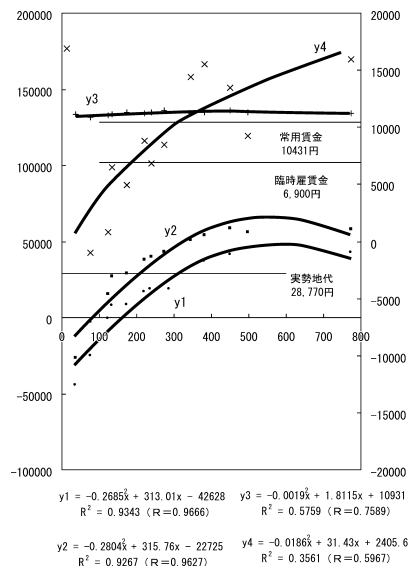


図9—② 農地純収益と価値実現水準（東北）

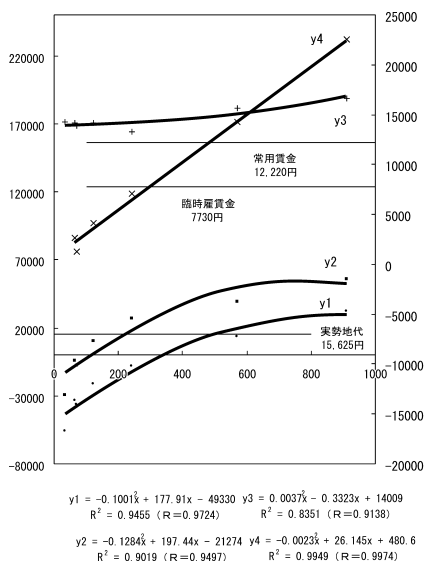


図9—③ 農地純収益と価値実現水準（東海）

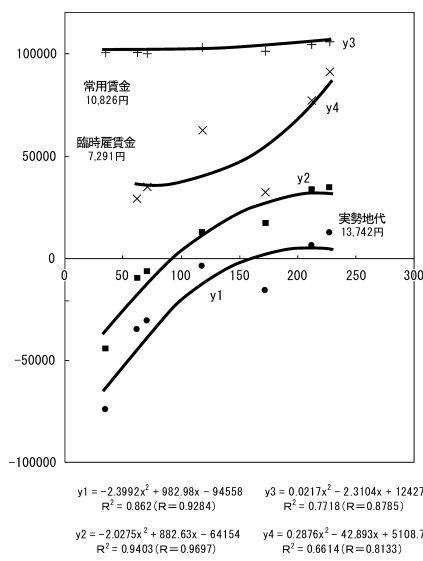


図9—④ 農地純収益と価値実現水準（中国）

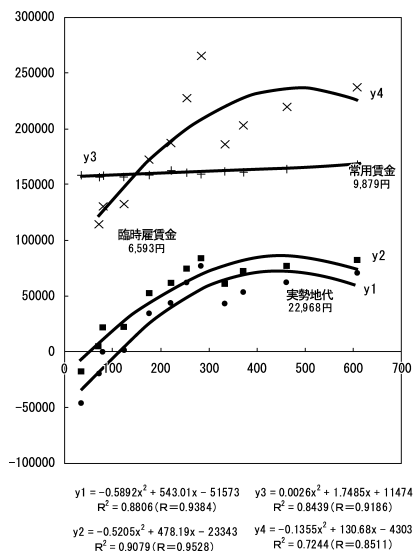


図9—⑤ 農地純収益と価値実現水準（九州）

資料：農水省「米生産費調査」（98年度），全国農業会議所「農作業料金等に関する調査」（98年度）より作成
 注：1）回帰線 y1, y2, y3, y4 及びその各ドット，直線については以下の通りである。

- ① y1 及び ●…平均土地純収益（=10 a 当たりの粗収益－費用合計－資本利子）
- ② y2 及び ■…限界土地純収益（=10 a 当たりの粗収益－費用合計＋農機具の減価償却費－資本利子）
- ③ y3 及び +…1 日当たりの労働費
- ④ y4 及び ×…1 日当たりの小作労働所得
- ⑤ 直線は上から，他産業賃金の常用と臨時，そして作付地の実勢地代（小作地）のラインである。

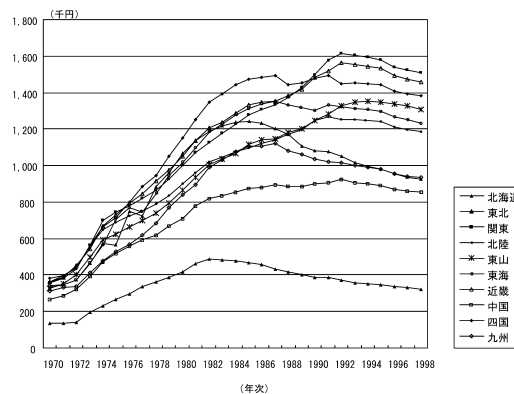
2）実勢地代は，生産費調査の作付地地代（但し，小作地）である。

3）図の縦軸と横軸は，それぞれ土地純収益（Y 右軸），一日当たりの小作労働所得ならびに労働費（Y 左軸），作付規模面積（X 軸）をあらわし，単位はそれぞれ，円と a となっている。

表5 耕作目的中田価格の推移 単位：千円

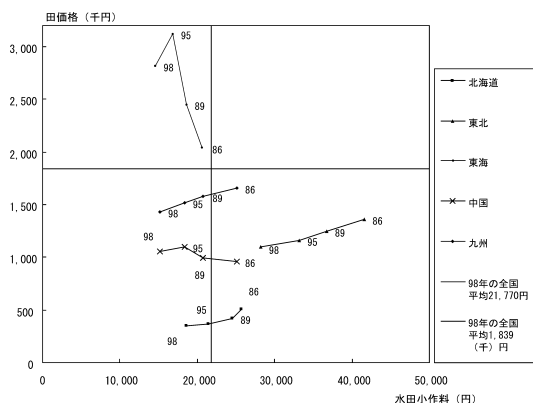
	1986	1989	1992	1995	1998
全国	1,687	1,784	1,985	1,979	1,839
北海道	502	415	394	367	348
東北	1,362	1,243	1,194	1,162	1,096
関東	1,934	2,202	2,547	2,562	2,384
東海	2,044	2,447	3,106	3,120	2,815
北信	1,785	1,948	2,169	2,263	2,174
近畿	2,342	2,809	3,463	3,238	2,915
中国	958	992	1,034	1,097	1,055
四国	2,478	2,486	2,724	2,732	2,528
九州	1,654	1,579	1,562	1,516	1,427
沖縄	912	744	1,037	1,064	1,067

資料：全国農業会議所「田畑価格調査」(各年度)より作成。



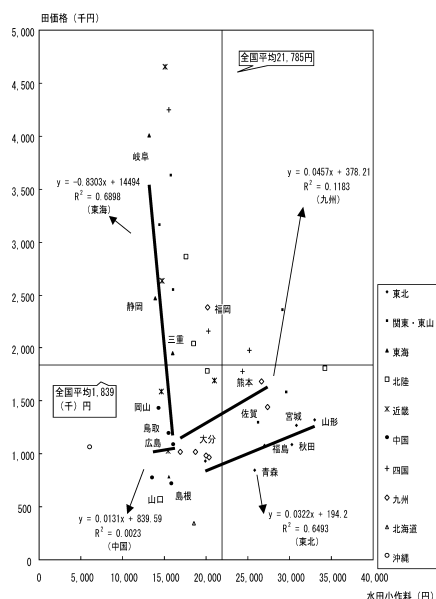
資料：日本不動産研究所「田畑価格及び小作料調べ」(98年度)より作成。

図10 水田価格の推移



資料：全国農業会議所「田畑価格調査」(各年度)及び同「水田小作料に関する実態調査」(各年度)より作成。

図11 農地価格と小作料



資料：全国農業会議所「田畑価格調査」(98年度)及び同「水田小作料に関する実態調査」(98年度)より作成

図12 実勢小作料と地価 (1998)

中国において、小作料が下がっているのにも関わらず、地価が上昇するという動きは、まさに農業収益とは別の論理で農地価格が形成されてきたことを意味する。しかし、V期に入り、全地域で、水田価格が小作料の動きと同方向で推移しているの、ようやく、トレンドとしては農業収益で農地価格を説明できるようになってきたといえるであろう。但し、図12でみられるように、東海や中国の回帰一次式のY切片は、東北や九州に比べて大きい。水準としては、未だ農業収益で説明がつくものとはなっていない。したがって、地価が下落してきたからといって、それが農業採算的な動きであるとは限らない。

こうした状況の下、標準小作料の存在は重要である。というのは、地価政策がないという現在の状況下で、標準小作料は、土地残余方式という地代思想において、あるべき地価水準をも提示する論理を内在させているからである。それだけでなく、農村の

現場では、地価水準の動向が小作料におけるそれとの対比で議論されることもあるので、小作料政策としての標準小作料制度は地価政策に発展しうる論理を、実態においても内在させている。今後は、買い手がつかないことを背景に、農業採算を割って農地価格が暴落する地域が出てくる可能性も存在する。したがって、標準小作料制度と同様に、地価下落を前提とした地価政策が必要になることが予想される¹²⁾。標準小作料の意義はなくなるどころかますます高まっていると言えるであろう。

表6 農地売買・質貸借に関するアンケート(白州町)

農家番号	現在の農地保有状況(a)						農地所有の意味	農地売買・質貸借の順序			どのような質貸借のあり方が望ましいか	
	自作地		小作地		経営地			売買	【現在】	【慣例】		質貸借
	水田	畑	水田	畑	計	畑						
1	100	100	—	—	100	200	—	—	c	d	b	利用権設定
2	85	75	—	—	85	75	155	—	a, b, c, d	d	a, b, c, d	利用権設定
3	80	150	—	—	80	150	230	—	d	d	d	利用権設定
4	42	22	34	—	76	22	98	—	c→a→b→d	c→a→b→d	c→a→b→d	利用権設定
5	66	60	10	—	76	60	136	—	a, c	a, c	d	利用権設定・相対
6	25	20	50	—	75	20	95	20	a, b, c	d	d	利用権設定
7	70	60	—	—	70	60	130	10	a	d	d	利用権設定
8	60	60	—	—	60	60	120	—	a→b→c	d	a→b→c	利用権設定・相対
9	25	30	35	—	60	30	90	—	d	d	b→a	相対
10	24	40	30	—	54	40	94	3	a, b, c	b→a	b→a	利用権設定
11	50	48	—	—	50	48	98	12	a, b, c	a, b, c	a, b, c	利用権設定・相対
12	30	40	20	—	50	40	90	—	a, b, c	d	d	相対
13	40	30	—	—	40	30	70	—	a→b→c	d	d	利用権設定
14	40	200	—	—	40	200	240	—	c	d	d	利用権設定
15	18	100	18	—	36	100	136	100	c	d	d	利用権設定
16	35	90	—	—	35	90	125	—	c	d	d	利用権設定
17	35	35	—	—	35	35	70	15	d	d	d	利用権設定
18	30	30	—	—	30	30	60	—	c	d	b, c	利用権設定
19	30	150	—	100	30	250	280	—	c	d	c	利用権設定
20	—	10	30	—	30	10	40	—	d→c→a	d	d→c→a	利用権設定
21	25	60	—	—	25	60	85	—	d	d	d	相対
22	24	53	—	—	24	53	77	12	a→b→c	d	d	利用権設定
23	21.2	24.1	—	—	21.2	24.1	45.3	7.4	a, c	d	c	利用権設定
24	17	4	—	—	17	4	21	4.8	b	b	d	利用権設定
25	—	—	17	—	17	—	17	10	a, b, c, d	a, b, c, d	a, b, c, d	利用権設定
26	16	13	—	—	16	13	29	—	b	d	d	利用権設定
27	15	18	—	—	15	18	33	—	b	d	d	利用権設定
28	12	8.4	—	—	12	8.4	22.4	—	a, b, c, d	a, b, c, d	a, b, c, d	利用権設定
29	12	70	—	—	12	70	82	40	d	d	d	利用権設定
30	—	10	11	50	11	50	66	—	c	c, d	d	相対
31	10	45	—	—	10	45	55	—	a	a	d	利用権設定
32	10	17	—	—	10	17	27	—	c	c	d	利用権設定
33	8	7	—	—	8	7	15	30	a, c, d	d	d	相対
34	8	50	—	—	8	50	58	26	a, c, d	a, c, d	d	利用権設定
35	6	15	—	—	6	15	21	28	b→a→c	b→a→c	d	利用権設定
36	5	35	—	—	5	35	40	15	d	d	d	利用権設定・相対
37	—	15	—	—	—	15	15	30	a→b	b→a	d	相対
38	—	45	—	—	—	45	45	30	a, b, c	a, b, c	d	利用権設定
39	90	90	—	—	90	90	90	70	a→b→c	a→b→c	d	利用権設定

資料：農水省・JRA委託調査事業「農用地有効利用方策に関する調査研究」(調査主体：農政調査会・信州大学農学部 加藤光一，実施日：1998年12月)の農家実態調査の結果を基にしている。

注：「農地売買の順序」や「質貸借の順序」については、「a：隣接地 b：親戚 c：集落内 d：こだわらない」である。

III. 賃貸借や小作料等に対する農民的観念とピヘイヴィア

—いくつかの実態調査を素材にして—

そこで、農村の現場では、標準小作料の存在はどのように位置づけられているのであろうか？この点を実態調査の結果を基に整理してみたい¹³⁾。具体的な考察の対象は、山梨県白州町、秋田県協和町である。これらの調査地の位置づけについては、白州町は、経営規模が非常に零細で、昔からの兼業地帯、協和町は、東北の水田単作地帯のサンプルのひとつとして扱っている。

1. 山梨県白州町のケース

山梨県白州町は、南アルプスの麓に位置し、サントリーの蒸留所があるところとして知られている。具体的な調査地域であるT集落はこのサントリーの工場の近くに位置し、したがって、この地域の農地売買・賃貸借をめぐる問題を語るには、このことをまず念頭においておく必要がある¹⁴⁾。そこで、表6と表7、稿末の附表から、白州町の農家の農地賃貸借や小作料等に関する観念は以下ようになる。

まず、第一に、賃貸借の性格に関わって、調査対象農家の経営規模をみておくと、T集落の農家の経営地の平均規模は36.9aと零細で、最も大きい農家でも1ha程度となっている。それ故、賃貸借の対象となっている農地は零細地片であり、調査農家のほとんどが基本的に生計費を農外就業によって得ている。したがって、賃貸借の性格は、土地管理的なものとなっている。第二に、農地所有の意味をみると、「先祖伝来」という回答が圧倒的に多い。但し、この地域は、サントリーの工場進出の際、山林と農地を売った経過がある。第三に、こうした農地所有意識の下での農地賃貸借の順序に対する農家の観念の仕方をみておくと、かつては、「誰でも構わない」というのが最後の選択肢あるいは存在しないのに対して、現在では、これが多くなっている。第四に、賃貸借の望ましいあり方を聞いた場合、利用権設定（農業委員会を通す）というのが圧倒的に多い。そこで、第五に、実際の賃貸借はどうなっているのかをみると、利用権設定が望ましいとしたのにもかかわらず、貸付、借受共に、個別相対というのが多く、その相手は相変わらず集落内の農家が多い。

このように、農地の賃貸借に関する農民の意識と行動との間にはズレが存在する。このズレは、今はなんとか集落内に借り手は存在するものの、現実に

は、集落外部への貸付を考えざるを得なくなってきたという状況の下で、仮に集落外部に貸し付けるとしたら、親戚でもない限り利用権設定がよいというような農地市場の側面を表すもの、と解すべきである。このことは、農村の現実が「市場」との関係で成立しているにもかかわらず、極めて限定的で閉鎖的な「市場」を希望していることを示している。「市場」自体がもつ不安定性に対するアンチテーゼであると考えてよい。

そこで、利用権設定についての農家の声をまとめてみると、そのメリットとしては「賃貸借は第三者を入れるのが望ましい」、「価格的な問題がある」、「耕作権が主張されない（貸し手）」、「すぐに返せといわれることはない（借り手）」、「相対は紛争の時大変」等であり、公平性と紛争回避、小作料の管理、耕作権の管理が挙げられている。逆に、そのデメリットあるいは相対のメリットとしては、「利用権を下手に設定すると身動きがとれなくなる。農業で食べているなら話は別であるが…（借り手）」、「信用が優先する」、「委員会の標準小作料の方が実勢より高い」、「土地を多くもっているわけではないので、簡単に貸し借りできる方がよい」等、土地管理的な賃貸借、集落内の信頼関係の存在、実勢小作料の低さ、零細地片の貸借である、といった理由があげられている。

こうした中で、標準小作料はどのように観念され

表7 実際の賃貸借（白州町、水田）

	計	相手	
		集落内	その他
貸	16	11	5
利用権設定	5	4	1
～18,000円	5	4	1
18,000円～			
N. A			
相対	11	7	4
～18,000円	7	7	
18,000円～	2		2
N. A	2		2
借	12	8	4
利用権設定	2	1	1
～18,000円	2	1	1
18,000円～			
N. A			
相対	10	7	3
～18,000円	6	3	3
18,000円～	2	2	
N. A	2	2	

注：18,000円は標準小作料である。

表8 農地売買・賃貸に関するアンケート（協和町）

農家 番号	現在の農地保有状況(a)										農地所有の意味	農地売買・賃貸者の順序				どのような賃 借のあり方 が望ましいか
	自作地		小作地		経営地		貸付地		【現在】	【價例】		【現在】	【價例】			
	水田	畑	水田	畑	水田	畑	水田	畑								
	計	計	計	計												
1	370	40	350	—	720	40	760	—	—	b→c→d→a	b→c→d→a	b→c→d→a	b→c→d→a	利用権設定		
2	180	50	490	—	670	50	720	—	—	b→c→a→d	d	b→c→a→d	b→c→a→d	利用権設定		
3	455	40	65	20	480	60	540	—	—	b→c→a→d	b→c→a→d	b→c→a→d	b→c→a→d	利用権設定		
4	260	10	180	—	440	10	450	—	—	b→c→a→d	b→c→a→d	b→c→a→d	b→c→a→d	農協		
5	400	25	—	—	400	25	425	20	—	b→c	d	b→c	b→a	利用権設定		
6	300	30	—	50	300	80	380	—	—	b→c→a→d	b→c→a→d	b→c→a→d	b→c→a→d	利用権設定		
7	233	40	45	—	278	40	318	—	—	b→c→a→d	b→c→a→d	b→c→a→d	b→c→a→d	利用権設定		
8	276	40	—	—	276	40	316	—	—	b→c→a→d	d	b→c→a→d	b→c→a→d	利用権設定		
9	250	45	—	—	250	45	295	80	—	a→d	a→d	a→d	a→d	利用権設定		
10	217	40	23	—	240	40	280	—	—	N.A	a→c→d	b→a→c→d	a→b→c→d	利用権設定		
11	198	94	—	—	198	94	292	—	—	b→a→c	b→a→c	b→a→c	a→b→c→d	利用権設定		
12	180	40	—	—	180	40	220	—	—	c→a→d	d	c→a→d	c→a→d	利用権設定		
13	170	—	—	—	170	—	—	40	—	c→a→d	b→d	b→a	b→c→a→d	利用権設定		
14	146	99	—	—	146	99	245	—	—	b→c→a	b→c→a→d	b→c→a→d	b→c→a→d	利用権設定		
15	136	40	—	—	136	40	176	—	—	b→c→a	b	b	b→c→a→d	利用権設定		
16	123	70	—	—	123	70	193	—	—	b→c→a	b→c→a→d	b→c→a→d	b→c→a→d	利用権設定		
17	100	40	—	—	100	40	140	—	—	b→c→a	b	b	a→c→b→d	利用権設定		
18	60	—	—	—	60	—	—	—	—	b→c→d	b→c→d	b→c→d	b→c→d	利用権設定		
19	40	10	—	—	40	10	50	140	20	b→c→d	b→c→d	b→c→d	b→c→d	利用権設定		
20	—	38	—	—	—	38	38	—	—	b→c→a→d	a→c→b→d	a→c→b→d	a→c→d	利用権設定		
21	—	59	—	—	—	—	—	130	—	a→c→d	d	a→b	a→b	利用権設定		
22	—	—	—	—	—	—	—	40	80	a→c→d	d	a→b	a→b	利用権設定		
23	—	29	—	—	—	29	29	13	20	a→b→c	d	a→c→b→d	a→c→b→d	利用権設定		
24	60	—	—	—	—	60	60	180	—	a→b→c	d	a→c→b→d	a→c→b→d	利用権設定		

資料：農水省・JRA委託調査事業「農用地の生産管理と経営体の育成に関する調査研究」（調査主体：農政調査会・信州大学農学部 加藤光一，実施日：1999年12月16日～19日）の農家実態調査の結果を基にしている。

注：「農地売買の順序」や「賃貸借の順序」については、「a：隣接地 b：親戚 c：集落内 d：こだわらない」である。

ているのかという点、利用権設定のメリットとして小作料の管理が期待されているように、利用権設定と対で観念されている。そういう意味では、標準小作料に対する考え方も、利用権設定と同様に、集落外部への貸付を想定していると言える。しかしながら、上述のように、実勢小作料の方が安い、あるいは実勢小作料が下がっている状況下での標準小作料による利用権設定は、借り手にとって不利に作用することがあると観念されているのもまた事実である。但し、T集落の場合、標準小作料の方が高いといっても、厳密な収益計算の上には言っているのではなく、単に、実勢に対して比べるならばとしているだけである。したがって、相対小作料が借り手にとって適正であるという基準はどこにもなく、相対といえども、標準小作料を叩き台に決めているのが実態である。

2. 秋田県協和町のケース

秋田県協和町は、秋田県の中央部に位置し、農業地域類型区分の上では中山間地域に属するが、農地の状況は、ほぼ東北の平場農村におけるそれとなっている。具体的な調査対象地であるO集落は、戦前から戦後にかけて、近隣農村から開拓入植が行われた地域で、故に、何代も家が續いている典型的な東北の農家とは趣を若干異にしている。そこで、白州町の場合と同様に、経営規模から順にみていこう(表8, 表9, 稿末の附表)。

第一に、農家の平均規模は、2.7haと協和町の中でも大きく、借地面積も大きい農家では3haを超え、自作地以上の借入を行っている農家も存在する。農家構成としては、上層に借受が集中し、下層に貸付が多いものの、自作農家が中間に分厚く存在する構成となっている。第二に、こうした農地保有状況下での農地所有に対する意識は、開拓地であるということも反映して、先祖伝来という回答が多いものの、同時に生産手段や資産としても考えている農家が多い。第三に、そうした意識の下で、農地売買・賃貸借の順序はどのように観念されているかという点、売買、賃貸借共に、昔も今も「誰でも構わない」ということにはならないらしく、それは最後の選択

肢と考えられているようである。第四に、望ましい賃貸借のあり方としては、利用権設定という回答が圧倒的に多い。そして、第五に、実際の賃貸借はどのようなのかという点、貸付、借受共に、個別相対が半分を占め、その相手は、集落内であり、集落外とした場合でも、親戚が多い。かくして、O集落も同様に、利用権が望ましいとしたのにもかかわらず、実際は相対というのが多い。しかしながら、こうした意識とビヘイビアのズレについては、賃貸の順序が未だ親戚関係を前提にしていることや、その小作料水準から考えると、賃貸はあくまで一時的なものであり、親戚間の相互扶助の論理が強く働いているからとみるべきであろう。

そこで、利用権設定についてどのように考えているのかを聞くと、そのメリットとしては「トラブル回避」、「公平性」、「公的なものであるから」、「小作料の目安がはっきりする」、「相対では話が前に進まない」が挙げられている。つまり、公平性と紛争回避、小作料の管理の点から考えてよいとされている。逆に、そのデメリットとしては、「10年間の利用権設定はいいと思うが、その間、小作料の変動があるから踏み切れない」、「情勢の変動が激しくて、長くても五年くらいで契約小作料を見直さないと厳しい」となっており、米価下落による採算悪化と、その間の実勢小作料の下落を先取りした対応ができて

表9 実際の賃貸借(協和町、水田)

	計	相手			
		集落内		集落外	
			親戚		親戚
貸	9	7	4	2	
利用権設定	4	3	1	1	
～36,000円	3	3	1		
36,000円～	1			1	
無回答					
相対	5	4	3	1	
～36,000円	2	1	1	1	
36,000円～	3	3	2		
無回答					
借	8	6	6	2	2
利用権設定	4	2	2	2	2
～36,000円	1	1	1		
36,000円～	3	1	1	2	2
無回答					
相対	4	4	4		
～36,000円					
36,000円～	4	4	4		
無回答					

注：36,000円は標準小作料である。

いない、という点が指摘されている。

標準小作料については、白州町の場合と同様に、利用権設定と対で観念されている。しかしながら、〇集落の農家の場合、農業は生計の維持にとって必要不可欠な部分として位置づけている農家が多く、それ故、農地の賃貸借についても土地管理的なものとはなっていない。他人のための使用価値生産を行い、そこから収入を得るということを前提にしている。したがって、相対における高い実勢小作料について、相互扶助の論理が働いており、その限りで合理的であるにしても、収益計算上は高いと観念されている。そういう意味では、相対が多いけれども、標準小作料のもつ目安としての役割が強く意識されている地域であり、そうであるが故に、将来の米価下落による採算悪化を先取りできないという問題¹⁵⁾が強く現れている地域でもある。

エピローグ—標準小作料制度の経済学

以上、米価下落局面において、実勢小作料と標準小作料の乖離に注目しながら、第一に、実勢小作料水準について、若干の統計的検討を行い、第二に、賃貸借・売買のあり方、小作料や農地価格に対する農民の観念と実態を整理してきた。そこで、これらの結果から標準小作料の現代的意義を総括するなら、次のようになる。

第一に、実勢小作料は、農民の労働価値実現という点から、まだ高いということが確認された。ここでは、標準小作料制度の存在が、米価下落の下で、労働の価値実現の確保を図っていくという、セーフティネット¹⁶⁾機能を有する点を指摘した。そして、第二に、農地価格について、ようやく下がったとはいえ、未だ農業収益を反映したものとはなっていない点を確認すると同時に、農業収益で説明のつかないような下落もありうるという点から、地価政策がより必要とされている点を指摘した。そこで、標準小作料に内在する地価政策の意義を強調した。第三に、農家の農地売買・賃貸借や小作料に対する観念と実態について、農家実態調査の結果を基に整理した。具体的な考察の対象となった二つの地域に共通しているのは、農地賃貸借・売買のあり方として、公平性やトラブル回避の面から、利用権設定もしくは農業委員会を通すのが望ましいという農民の観念であり、標準小作料もそのようなものとして捉えられている点である。

以上の三点から、標準小作料制度の意義はなくな

るどころか、ますます高まっている。とりわけ、現代的意義として注目すべきであると思われるのは、①米価下落の下での、農民労働の価値実現にとってセーフティネット機能を有しているという点と、②存在それ自体が、公平性に関わる問題として農家に観念されている点である。①については、今日、規制緩和のみが日本農業を救う唯一の道であるかのように言われ、耕作者の労働に対する正当な対価が支払われなような状況が支配的になっているので、まさに労働価値説を前提としたセーフティネットのあり方を提示したものとして、あらためて注目する必要がある。経済成長を前提とした右上がりの米価上昇を望むべくもなく、農民の労働の価値実現にとって、小作料の管理がより重要になってきたという点からも注目されてよい。②については、競争や効率性の名の下に規制緩和が進められ、公平性の原則がネグレクトされる状況の下、ルールの必要性が農村の現場で認識されている点に注目する必要がある。標準小作料制度を必要とする農民の観念について、「個としての自立性のうえに立って、当事者として本来決めるべきことをやらんで、よそに決めてもらうという古い関係があるから」¹⁷⁾という見解もある。しかし、そういう問題ではなくて、標準小作料が、当事者間の公平性を確保するためのものとして農家に位置づけられている、と理解すべきである。そういう意味で、標準小作料制度は、農村の民主主義にとってのセーフティネットを形成していると考えることができる。

かくして、標準小作料制度の現代的意義を、労働価値実現と民主主義のセーフティネットを形成しているという点に求めてきた。この点は、農業の規制緩和路線に対する有力な対抗軸のひとつとして、積極的に評価していく必要がある。また、標準小作料制度は、小作料決定に関するルールとして、現在、唯一残されたものであり、農地政策の最後の砦となっていることも、銘記しておく必要がある¹⁸⁾。

【注】

- 1) この点については、加藤光一「戦後自作農制と農業・土地問題」大泉英次・山田良治編『戦後日本の土地問題』ミネルヴァ書房、1989年、p215～216がコンパクトに整理している。
- 2) 具体的経過については、内閣総理大臣官房臨時農地等被買収者問題調査室『戦後の農地行政の展開過程（各論）—農地政策における農地価格算式の発展

- 一 (昭和39年3月)』, 石井啓雄「戦後における地代政策の展開」花田仁伍『現代農業と地代の存在構造』九州大学出版会, 1990年, 古江睦明「戦後地代政策の展開と現実の小作料—水田の場合を中心に—」『土地制度史学』第80号, 1978年7月が詳しい。この三つの論文に共通する整理の基準は「労働価値説を前提とした地代政策」である, と筆者は理解している。したがって, 筆者も同様に, 地代政策をこのようにして捉えたいと思う。なお, 本報告は, 標準小作料と現実の小作料との関係をも分析した古江論文の現段階における継承という課題も視野に入れている。
- 3) 例えば, 梶井功「小作料政策への批判」『国際化農政期の農業問題』家の光協会, 1997年, 少し古くなるが, 鈴木幹俊『標準小作料—日本の農業173』(勸農政調査委員会, 1989年)がある。筆者は, 基本的に, これらの論文で展開されている内容について懐疑的な立場にたっている。
 - 4) 石井啓雄氏は, 前掲『標準小作料—日本の農業173』における鈴木幹俊氏の見解に対して, 「個々の農村現地の例から小さな矛盾を拾って直ちに制度全体を批判するといった短絡的な議論」(今村奈良臣・河相一成編, 石井啓雄・河相一成執筆『国土利用と農地問題—地価形成と農地流動のメカニズム—』農文協, 1991年, p170)と述べている。また, 中江淳一氏や古江睦明氏も, 『標準小作料—日本の農業173』の討論部分で, 梶井氏・鈴木氏の標準小作料制度に対する批判について, かなりの皮肉を言っている。例えば, 経営の発展が阻害されると認められる契約に対して減額勧告を発動し, その場合にのみ標準小作料を勧告の根拠として表に出せばいいという梶井氏に対して, 中江氏は, 「公表してないと物をいえないでしょう」と述べ, さらに「(公表して—石川) 正面切って差し押さえますか」と述べている。
 - 5) 小作料の統計には, 日本不動産研究所「田畑価格及び小作料調」, 全国農業会議所「水田小作料の実態に関する調査結果」, 農水省「米生産費調査」, 標準小作料改訂時に地方の農業委員会から農水省にあがってくる業務統計の四つがある。この中で一定面積の土地利用に対する対価としての小作料を表すのは, 全国農業会議所のものであり, 正確なのは後者であるといわれている。というのは, 加重面積平均で平均値が求められているのはこの二つしかなく, 農業会議所の性格や調査方法及び農水省調べの実勢小作料がもつ業務統計としての性格を勘案すれば, 必然的に, 後者となるからである。そこで, 騰落をみるという意味で, 小作料の推移については「水田小作料の実態に関する調査結果」を, 水準を問題にするという意味で, 標準小作料との乖離については農水省の業務統計を用いることにした。また, 以下で行う小作料水準の検討については, 支払い負担としてどうかという点を問題にするので,

「米生産費調査」の数字を用いることにした。なお, 小作料統計が抱える問題や使い方については, 石原健「小作料調査について—日本不動産研究所調査の沿革と小作料水準—」『不動産研究』第22巻第2号, 1980年4月, 石井啓雄「農地と耕地」加用信文監修, 小山智士・満永正昭編『[新版] 農林統計の見方・使い方』家の光協会, 1979年, 石井・河相執筆, 前掲『国土利用と農地問題』の第3章「農地価格と小作料をめぐる問題」(石井啓雄執筆)を参考にした。

- 6) 譲歩せざるを得なかった理由については, もちろん, 米価が上昇し続けたため, 実勢小作料もまた上昇し続けたということもあるが, その他に, 次の要因も重要である。第一に, 25%上限条項の存在, 第二に, 高位生産力地帯における土地改良投資の存在である。前者については, 当初, 算定の際に, 標準小作料を粗収益の25%以内に収めなくてはならないということになっており, 25%を超える分については経営者報酬として耕作者の取り分に算入するというようになっていた。しかしながら, 経営者報酬は, 擬制的な利潤範疇でしかなく, 耕作者の現実の採算においては取り分としてカウントされていなかったため, 実際には, 土地所有者の取り分になっていたという実態があった。だから, 標準小作料は規範性をもちえないという批判が存在したのである。この25%条項については, 80年改訂の際の通達で廃止され, 自家労働評価等をしっかりと行った上で経営者報酬を盛り込むように指導されている。後者は, 25%条項との関係で譲歩せざるを得なかった地域が, 戦後, 集中的に土地改良が行われ, 他の地域に対して差額地代が発生したことに関わる点である。つまり, ある意味では, 新潟, 山形, 宮城, 佐賀等の地域で, 小作料が高かったのは当然であった。
- ところで, 現在, 乖離が縮小してきた現段階で, 経営者報酬の生産費合計に対する割合はどのくらいになっているかということ, 98年の高位生産力地帯の数字をみる限り, 実勢小作料に対する譲歩は以前ほどみられなくなっている(図表は略するが, 例えば, 86年に11.7%と最も高かった山形でも, 98年には5.6%になっている)。
- 7) この指標は, 磯辺俊彦『日本農業の土地問題』東大出版会, 1985年, p365による。
 - 8) 但し, 標準小作料制度の規範性が問題にされた具体的な地域は, 新潟, 山形, 宮城, 佐賀等の高位生産力地帯であるから, 本来ならこれらの地域を中心に考察しなければならない。ここでは, 規模の差も考慮に入れたいということから, かかる地域ブロックの区分を採用した。ここでとりあげている東北は, ほぼ高位生産力地帯を代表すると言って良いが, 九州は, 北九州と南九州では生産力に格差があるので, 高位生産力地帯を代表しているとは言い難い。とりわけ, 佐賀や熊本は, 純収益や労働の価値実現水準

が高水準で推移しており、新潟や山形、宮城のような急激な下落をみせているわけではないので注意する必要がある。北陸についても、新潟と他県では米価や規模に格差があるのでその点を考慮する必要がある。

- 9) 労働の価値実現の問題については、農産物の価格形成の問題として花田仁伍氏が整理している。そこでは、同時に、自作農における所得形成の論理が価値論的に明らかにされている。花田氏は、農民労働の価値実現の問題として米価の問題を重視しており、米価がきちんと労賃や利潤範疇を保障してこなかったために、土地の借り手競争を通じて高い小作料が形成されたとみている。しかし、米価の上昇分が小作料を介して土地所有者に吸収されていくような賃貸借関係がなかったとは言い切れないので、土地問題という視点も重要であろう。花田氏の農産物価格論については、花田仁伍『日本農業の農産物価格問題』農文協、1978年、小作料の問題については、花田仁伍「農地改革後、地代（水田）の推展と現段階における存在構造」花田仁伍編『現代農業と地域の存在構造』九州大学出版会、1990年を参照のこと。
- 10) 図9は、「米生産費調査」の各作付規模階層の1日当たりの小作労働所得、10a当たりの土地純収益と作付面積の関係について、各作付規模階層の平均値から算出した数値をドットし、回帰二次式でプロットしたものである。その際、階層区分の採り方による誤差を考慮して、例えば、3.0~4.0ha、4.0~5.0haの平均値だけでなく、3.0~5.0ha区分の平均値もサンプルの一つとして扱って、なるべく誤差を少なくするようにしている。
- 11) 但し、「農業構造動態調査」は耕地面積規模、「米生産費調査」は作付面積規模であるため、正確に言えば、「農業構造動態調査」の3ha以下経営に照応する生産費調査の規模は、更に下回ることになる。
- 12) 例えば、地価の下落は、上昇期待ならぬ下落期待を醸成し、農地移動適正化斡旋事業や農地保有合理化事業の不成立という問題を惹起している。上昇期待は、土地所有の問題として議論されてきた経過があるが、下落期待も同じである。というのは、「まだ、下がるはずだ」式の考え方は、土地を所有したいと考えている者の論理であって、ここでは利用の論理は二の次にされているからである。そういう意味では、地価下落の問題を捉える視点もまた土地所有批判でなくてはならない。
- 13) 実態調査の結果については、農水省・JRAの委託事業で農政調査会・加藤光一（信州大学農学部教授）が98年、99年に行った調査（「農用地有効利用方策に関する調査研究」及び「農用地の生産管理と経営体の育成に関する調査研究」）の結果の一部を利用している。
- 14) この地域の農地売買・賃貸借をめぐる農民的観念

について、小農的土地市場の解明という視点からマルクスの価値形態論の考え方をを用いて整理したものに、加藤光一「むら・いえ・土地のトポロジー—共同体（むら）、家族・世帯（いえ）と小農的農地市場—」深尾清造編『流域林業の到達点と展開方向』九州大学出版会、1999年がある。加藤氏によると、単純商品生産を前提とし、土地市場への参加者が共同体成員に限定されているときの売買・賃貸借は、関係農家の極めて個別的・偶然的な事情が大きく作用するという。氏は、こうした土地市場を「等価交換・使用価値的土地市場」と呼んでいる。逆に、土地市場への参加者が共同体成員に限定されず、オープンな状態を前提としている場合には、売買・賃貸借が交換価値を目的とするものへと傾斜していくことから、「不等価交換・交換価値的土地市場」と呼んでいる。「不等価交換」とするのは、土地市場がオープンになることの背景として、資本主義部門との間の不等価交換の存在が前提となっているからである。

- 15) このことは運用上の問題なので、制度それ自体の限界を意味するものではない。しかし、運用上の問題として、米価の下落や転作の強化によって、土地純収益が出てこなくなって、計算上、地代が0になってしまう例が出てきているらしい。耕作者の取り分を先にとってしまったら地代が出てこない、逆に、地代をとってしまったら耕作者の取り分が圧迫されるという矛盾が起きている。実際には、土地改良負担に合わせて小作料を先験的に決めて、それをベースに考える地域もあるという。

しかしながら、標準小作料は借り手の保護を前提にしているものの、現実には、公平性を保つために、契約の際の目安とされることによって、結果として、貸し手との調整が図られ、農村の平和が保たれるという側面を有している。そういう意味では、標準小作料の方が実勢小作料より高いといっても、借り手にとって一方的に不利な状況を意味するものとはならないであろう。少なくとも、借り手の労働の価値実現が全く無視されるような仕組みにはなっていない。したがって、土地残余方式によって、計算上の地代が出てこないのはもちろん問題であるが、基本的にその原因は米価にあるのであって、そのことを抜きに制度のマイナス面をとりあげるのは正当な評価とはいえない。

- 16) セーフティネット論については、金子勝『セーフティネットの政治経済学』ちくま新書、1999年、同『反グローバリズム』岩波書店、1999年が参考になる。但し、そこで展開されているセーフティネット論については疑問が残る。金子氏のセーフティネット論は、何らかの救済措置があるからこそ市場は成立するというもので、既存のセーフティネットが機能不全に陥ったから、その張り替えが必要だという。しかし、その際のセーフティネットが誰に対し

て、どのような論理で張り替えなくてはならないのかという点がよくわからない。そういう意味では、「規制緩和」に対する批判をしているようでしていないという極めて曖昧な概念となっている。例えば、氏が力説する社会保障改革論（財源を税による賦課方式で賄い、税源の裏付けをもった地方政府が制度の運営を担うというもの）は、東京のような大都市にはメリットはあるが、基幹産業が空洞化・弱体化し、過疎や高齢化が進行している地域にとっては必ずしもベストとは言えないであろう。セーフティネットの概念が重要である。筆者がここで用いている「セーフティネット」は、本論の展開からも明らかなように、労働の価値実現と民主主義の担保になるものという意味で用いている。

17) 鈴木, 前掲『標準小作料—日本の農業173』における討論部分 (p88) の梶井功氏のコメント。

18) 農業経営基盤強化促進法の事業にのせてしまえば、農地法の賃貸借規制が適用除外になるのを想起して欲しい。また、原田純孝氏が指摘するように、農業経営基盤強化促進法（原田氏が指摘した当時は農用地利用増進法）は、賃貸借のルールを定めたものでなくて、賃貸借関係を事業として処理することを定めたものである（事業法としての性格）。標準小作料制度が「農地政策の最後の砦」であるというのは、小作料をめぐる問題だけは、農地法体系のなかで処理されているからである。これがなくなってしまうと、農地政策それ自体消失してしまうことになる。原田氏の指摘については、同氏の『『農地三法』の制度と農地制度の現代的展開—農地賃貸借制度を中心に—』『東京経大雑誌』第122号, 1981年10月を参照のこと。

附表1 白州町のT集落の農家の農地賃貸借についての観念

農家番号	農地賃貸借についての観念
1	賃貸借は第三者を入れるのが望ましい。
3	建物がたってしまったので、貸し続けるしかない。売るつもりはない。 法律どおりに行うべき、相対にメリットがあるわけではない。
4	基盤整備の後で、空いていたから貸してくれた。自分ができなくなれば返す。 普通の家は、10aあれば食べる分くらいはやっていける。
5	第三者である委員会を通した方がよい。
6	小作料は、農協・役場の基準を目安にしている。 できれば、隣接地や集落内がよい。管理がラクだから。 利用権を下手に設定すると身動きがとれなくなるので相対の方がよい。農業で食べているなら、利用権設定の方がよい。期限もついているし…。
9	畦半をやっているので0でよい。
12	(貸してくれている)相手はやる気ないし、あとつぎもやる気がない。 水田があれくらいなら、タダで利用して貰うのがよい。
13	個別相対はすぐ返してもらえるが、紛争の時大変。
14	何でも委員会を通せばいいというもんじゃない。信用が重要。信用をつくるためには何でもやるから、面倒な作業を一手に引き受ける。
15	借り手の都合優先。
17	つくれなくなったら返す 賃貸借では農地銀行を通す必要もある。 貸借はトラブルが起こると親から聞いていたが、今、皆農地をもてあましている。
19	圃場整備の時には、1町歩くらい買う予定(役場に言っている)。 県の公社を活用すべき、急に返せとかがなくなるから。
20	賃貸借の場合も、仲介がないとダメ。相談は、「隣接地→集落内→農業委員会→農協」の順になっている。
21	個別相対で貸借を決めて、事後的に農業委員会へもっていくのが多い。
22	売りたいはない。転作用にカウントしている。 「草を生やす」より、やってくれる人があればいい。貸借は信用が大事。耕作権化しないような信用があるのである。 貸借の場合、外からの人でも保証人(農公社)が必要である。 集落は相対でいいが、集落外は利用権設定がよい。
25	鉄工所を営んでいる。誰でもよかったが、たまたま隣だった。相手がいなくなったら次の人を探す。 実勢小作料は1俵/10aで、委員会経由だともう少し高い。 集落ないし、誰でもいいからつくってくれる人を探しているというのが現状。 相手は水道工事をやっていて、畑も貸している。 土地を多くもっていないので、簡単に貸し借りできる方がよい。だから、相対がいい。
28	賃貸借の場合、気心が知れているし、お互いの圃場をよく知っていることから隣接地がよい。 田でも畑でもあんまり遠くというわけにはいかない。遠くからの場合、「手抜き」する場面が多い。 相対が多いのは、農業委員会にダメと言われる場合があるからである。
29	きちんとつくってくれる人には貸したい。
30	今は、集落内にはいない。 個人も大事だが、利用権設定も大事。価格的な問題もある。
31	農地銀行を通せば、2万円/10aくらいになるらしい。
32	昔から、相対の慣行でやっている。「返せ」となったら「返すよ」という感じである。
33	荒れ地にすれば近所迷惑。こっちから声をかけた。前の人が亡くなって困った コメは買う方が安い。誰も借りてくれる人はいないし、まわりの人がごちゃごちゃ言うかもしれないからつくっている。
35	荒らしておく困るので、つくって貰うだけでよい。畦の草刈りが大変なので。
36	水掛かりの悪い水田 相対は、自分の希望どおり相手に言える。農協を通すと無責任になる。
37	耕作権が出たらまずいから、公社経由で貸している。当時の相対賃貸料5000/10a(畑)から比べれば高い。 耕作権が主張されないようにするためにも、利用権設定がよい。
38	以前は松原の親戚に頼んでいたが、高齢化のため返された。 農地を貸しても、条件の悪いところであれば、すぐ戻される。荒れないようにつくってくれる人がいればいいが、あまりいない。 最近では、借りてくれる人がいないので、荒れないように無駄なものばかりつくっている。ほとんどの人が荒らしている。 水田はどうかつかってこれればよい。水田の場合、1年間つかわなかったらダメになる。 利用権設定をしているが、本当は相対にしたい。貸したくて貸す場合と、貸したくなくて貸す場合は違う。

資料：農水省・JRA 委託調査事業「農用地有効利用方策に関する調査研究」(調査主体：農政調査会・信州大学農学部 加藤光一、実施日：1998年12月)の農家実態調査の結果を基にしている。

注：番号は本文のアンケート総括表の農家番号に対応している。

附表2 協和町のO集落の農家の農地賃貸借についての観念

農家番号	農地賃貸借についての観念
1	<p>トラブル回避の意味で、農業委員会を通した方がよい。 委員会を経由して借りているのは高い。借りた当初はまあまあの水準であった。相手は公社を通じて10年一括の小作料を貰っているのがいいが、借り手の方としては長くても5年くらいで見直さないと厳しい。情勢の変動が激しすぎる。</p> <p>標準小作料の上限は36,000円となっているが、高いと思う。 土地改良区の負担も含めると、小作料は実質50,000円となる。</p>
7	<p>公平性、トラブル防止の観点から、委員会を通した方がよい。</p>
14	<p>公平であるという意味で農業委員会を通した方がよい。貸し手先は、管理の面や返還の容易さの点では集落の人がよい。</p>
9	<p>10年の利用権設定はいいと思うが、10年間のことを考えると踏み切れない、その間、小作料の変動がある。</p>
20	<p>トラブル回避の観点から、目安がハッキリするから委員会がよい。</p>
8	<p>借り手について、「こだわらない」というのが増えている。制度的な問題としては、公平性、トラブル防止の点で農業委員会経由の方がよい。</p>
2	<p>貸借の場合、手放すわけではないので、売買に比べてラクである。制度的な問題としては公正性の点から利用権設定がいい。</p>
6	<p>公平性の点で農業委員会を通した方がよい。</p>
19	<p>賃貸借の場合、きちんと管理してくれる人がよい。身内でも借りてくれるような人がいなくなったら、農業委員会にもっていく。</p>
22	<p>相対では話が進まないし、農業委員会に頼めば借り手を捜してきてくれる。キャッシュで一括払いということになれば話は別である。</p>
15	<p>公的な機関であるから、委員会がいい。</p>
11	<p>トラブルがないので、農業委員会を通した方がよい。</p>

資料：農水省・JRA 委託調査事業「農用地の生産管理と経営体の育成に関する調査研究」（調査主体：農政調査会・信州大学農学部 加藤光一，実施日：1999年12月16日～19日）の農家実態調査の結果を基にしている。

注：番号は本文のアンケート総括表の農家番号に対応している。

Political Economics of “Hyoujun Kosakuryou” system
—The Significance of Standard Rent System under The Situation of
Declining Rice Price—

Hiromasa ISHIKAWA †

Koichi KATO

† The United Graduate School of Agriculture Science,
Gifu University (Shinshu University)
Division of Environmental Science for Food Production,
Department of Food Production Science,
Faculty of Agriculture, Shinshu University

Summary

The study was undertaken to make clear the significance of “Hyoujun Kosakuryou” system (the policy of rent control on agriculture, which presents a standard on farm rent to rural society) under the situation of declining rice price. The report fulfilled the following three purposes ; (a) to observe the reduction of difference between real rent and standard rent, (b) to consider level of real rent and trend of land price statistically, and (c) to consider the lease, sale, purchase of farmland which is recognized by Japanese peasant. Major accomplishments and observations are as follows.

- (1) Because of not getting the income per day worth of wage at the other industry except agriculture, real rent has been still too high for farmer. Accordingly, “Hyoujun Kosakuryou” system functions as a safety net. It is said that the deregulation save Japanese agriculture, and also the situation of which pay not fair value for the labor to farmer is dominate. So. it is necessary to attend to the safety net based on “labor theory of value.” Also, it should be attended that rent control has been important because of declining rice price.
- (2) It is common to the region for research (hakushu-cho in Yamanashi, Kyouwa-cho in Akita) that the farmers recognizes the lease, sale, and purchase of farmland has to be those of through “Nougyou-linkai” (the commission which control the right of farmland and rent level, and the member is elected by farmers). The farmers attach importance to fair and avoiding trouble. “Hyoujun Kosakuryou” system secure fair and avoiding trouble. The competition and efficiency have priority under the deregulation, and neglect fair in these days. The necessity of rule is recognized in rural society in these situation. Accordingly, “Hyoujun Kosakuryou” system is a safety net for democracy in rural society.
- (3) “Hyoujun Kosakuryou” system is only remained as the rule of rent, and is the last fort of the policy to control the use and property on farmland.